



房、動力(照明・家電製品など)、自家用乗用車の排出量が多くを占めています。暖房器具を使用する冬場は特によくになります。

わたしたちの生活の中から余分なエネルギー消費を抑え、無駄の無い賢い生活「エコライフ」を送ることで、地球温暖化の原因になるCO<sub>2</sub>を少なくすることができます。一人一人の取り組みで、美しい地球環境を未来に残しましょう。

「冬のエコライフDAY2010」を12月12日(日)に実施

12月1日(水)～28日(火)の間の1日、エコライフを送ってCO<sub>2</sub>を減らしてみてください。チェックシート(1日版環境家計簿)によりCO<sub>2</sub>の削減量がわかります。市では12日(日)を統一実施日に設定します。

エコライフDAYは県内の自治体と共同で実施し、回収・集計後、県全体のCO<sub>2</sub>削減量を発表します。チェックシートと回収箱は、12月初旬に市役所1階総合受付、各支所・出張所・公民館に設置します(チェックシートは県HPからダウンロード可)。「エコライフDAY」に参加を希望する自治会、企業、団

体などは、環境政策課(市役所4階)へお問い合わせください。

●市の公共施設では暖房温度を19度に設定し、ウォームビズを実施します。

●エコライフに役立つホームページを紹介します。  
<http://www.team6.jp/>  
<http://ecofamily.jp/>

↓環境政策課(☎775-9255・☎775-9692)

**交通遺児等援護金を給付**

▼対象 乳幼児と小・中学校、高等学校、各種学校などに在学する平成4年4月2日以降に生まれた交通遺児などで、左表の世帯に属する人  
 ▼給付額 遺児1人につき年額10万円(給付は平成23年4月下旬) ▼申し込み 申請書(市民安全課(市役所4階)と各学校にある)に必要事項

交通遺児などの人数	同居世帯の総所得額
1人	274万円以下
2人	312万円以下
3人	350万円以下
4人	388万円以下
5人以上	426万円以下

**法人・事業所の皆さんへ**

**eLTAXのご利用を**

☎市民税課 ☎775-5132  
 ☎775-9846  
 資産税課 ☎775-6649  
 ☎775-9846

12月20日(月)からさらに便利に

現在、法人市民税と固定資産税(償却資産)を対象に、地方税電子申告システム(eLTAX)による申告を受け付けていますが、12月20日(月)から利用できるサービスが追加され、さらに便利になります。申告、申請・届け出の際には簡単・便利なeLTAXをご利用ください。

▶利用できる手続き ①給与支払報告書など(個人住民税)の提出②法人市民税の申告③償却資産(固定資産税)の申告④法人の設立・設置届⑤法人の異動届⑥特別徴収義務者の所在地・名称変更届

▶利用時間 午前8時30分～午後9時(土・日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く)

※詳しくは、eLTAXHP(<http://www.eltax.jp/>)が社団法人地方税電子化協議会(☎0570-081459・03-5339-6701)へお問い合わせください。

**日本脳炎と麻しん・風しん混合の予防接種**

●日本脳炎

平成17年からの積極的な勧奨の差し控えにより、第1期の接種機会を逃した人の接種不足回数は、第2期の期間(9～13歳未満)に接種できるようにになりました(下表参照)。接種に当たっては、医師と十分に相談してください。

既に接種済みの回数	第2期で接種する回数	接種方法
0回	3回	6～28日の間隔で2回、2回接種後おおむね1年経過した時期に1回接種
1回	2回	6～28日の間隔で2回接種
2回	1回	1回接種
3回	0回	第1期は終了

また、ことし8月から乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの第2期(9～13歳未満)の接種

が可能になりました。対象は第1期3回の接種が終了している人です。

▼費用 無料 ▼持ち物 母子健康手帳、健康保険証、予防票(保健センター、市民課(市役所1階)、学校保健課(市役所7階)、各支所・出張所にある) ※予防票は1期の接種機会を逃した人と2期の人とで異なります。窓口で申し出てください。 ▼接種場所 市内実施医療機関 ※詳しくは、厚生労働省HP(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou21/index.html>)をご覧ください。

●麻しん・風しん混合

麻しん・風しんを確実に予防するためには、2回の予防接種が必要です。平成20～24



市内には下表のとおり県知事から委嘱を受けた知的障害者相談員が4人、身体障害者相談員が7人いて、障害のことで悩んでいる人の相談を受けています。個人情報、秘密は守りますので近くの相談員に気軽に相談してください。

⇒障害福祉課(☎775-5122・FAX776-8872)

**知的障害者相談員 (敬称略)**

氏名	住所	電話番号
井上 礼子	瓦葺1965-7	721-7207
大森由美子	原市北1-12-6	721-2075
松本 英子	向山3-2-31	726-1752
小林 峰子	原市2944-9	723-1068

**身体障害者相談員 (敬称略)**

氏名	住所	電話番号
石山 健三	富士見1-12-2-102	771-7492 (FAX番号)
伊藤 敦子	本町5-13-8	776-6918
榎本 求	中分2-196-2	725-1660
住吉 富子	壺丁目333-14	725-8664
長島 洋子	原市北1-21-5	721-2124
松本 悦子	向山1-44-3	725-6611
佐藤 守	原市3336 原市団地1-8-105	723-0740

**障害者相談員に気軽に相談を**

**相続または贈与などにかかわる生命(損害)保険契約などに基づく年金の税務上の取り扱いが変更**

⇒上尾税務署(☎770-1800)

相続、贈与などにより取得した生命保険契約や損害保険契約などにかかわる年金の所得税の取り扱いを改めることとしました。これにより所得税の還付を受けられる場合があります。詳しくは国税庁HP(www.nta.go.jp/)をご覧ください。  
 ※平成17年分について、早い人は平成22年12月末が還付できる期限となりますので、早めの手続きをお願いします。  
 ※受け取った年金の受給権が相続税や贈与税の課税対象になる場合は、実際に相続税や贈与税の納税額が生じなかった人も対象になります。

年度に限り、経過措置として第3期または第4期が追加されています。  
 ▼対象 第3期/平成9年4月2日～10年4月1日生まれ(中学1年生に相当する年齢の人)、第4期/平成4年4月2日～5年4月1日生まれ(高校3年生に相当する年齢の人) ▼接種期間 平成23年3月31日(木)まで ▼接種回数 1回 ▼費用 無料 ▼持ち物 母子健康手帳、健康保険証、予診票(保健センター、学校保健課にある。保護者が同伴する場合の予診票は市民課、各支所・出張所にもある) ▼接種場所 市内実施医療機関と県内相互乗り

入れ実施医療機関  
 ↓健康推進課(保健センター内、☎774-1411・☎776-7355)

**北朝鮮人権侵害問題啓発週間  
 12月10日(金)～16日(木)**

12月10日(金)～16日(木)は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」です。北朝鮮による拉致問題の解決には「拉致は許さない」という市民の皆さん一人一人の声が大きな力になります。この週間に機に一層関心を高めましょう。

**【パネル展】**

▼とき 12月4日(土)～10日(金) ▼ところ 市役所1階市民ホール ▼内容 拉致問題啓発の写真展示など ▼主催 北朝鮮に拉致された人々を救う埼玉県民有志の会 ※パネル展について詳しくは、同会の武藤(☎781-2458)へお問い合わせください。

↓社会福祉課(☎775-118・☎776-8872)

**市シルバー人材センターは豊富な経験でお役に立ちます**

市シルバー人材センターとは  
 ○定年退職したが、今までの

豊富な経験や能力を生かして社会の役に立ちたい。  
 ○健康や生きがいのために積極的に社会参加したい。  
 ○雇用は望まないが、臨時・短期的な仕事で追加収入を得たい。

このような意欲があり、就業を通じて自己の能力を生かして生きがいを高めるために、社会参加を希望する高齢者が増えています。こうした人に臨時的、短期的な仕事を提供するのが「シルバー人材センター」です。  
**入会できる人**

市内に在住で、60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者です。発注者(企業、家庭、公共団体)から会員に適した仕事をセンターが請け負い、会員の希望と能力に応じて就業の機会を提供し、就業の実績により配分金(報酬)を支払います。

▼申し込み 電話で市シルバー人材センターへ  
 このような時にご利用ください

- 請け負っている主な仕事
- ① 事務関係 ↓ 伝票処理、書類整理、集計などの一般事務、経理事務、学習教室など
- ② 技能関係 ↓ 大工、塗装、植木剪定、樹木伐採(高さ4m)